

広島県告示第三百六十八号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第一の規定により、広島県立広島がん高精度放射線治療センターにおける駐車場の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

なお、平成二十七年広島県告示第五百二十三号（広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例別表第一の規定による駐車場の使用料）は、平成二十九年六月三十日限り、廃止する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

施設名	利用者の区分	利用料金の範囲
駐車場	患者（付き添いの者を含む。）以外の者	一台につき三〇分までごとに二〇〇円以内